

生活保護新任ケースワーカー研修

開催要領

1 目的

生活保護のケースワークを新たに担当する職員が、利用者の理解と対応に必要な知識・技術を身につけることを目的とします

2 主催

兵庫県社会福祉協議会

3 日時

6月28日(火) 10時00分~17時00分

4 会場

兵庫県福祉人材研修センター 3階研修室 (神戸市中央区中山手通 7-28-33)

5 受講対象

令和4年4月1日現在で経験年数が1年未満の生活保護担当のケースワーカー

6 日程表

時間	研修科目・講師	研修内容
10:00	開講あいさつ・オリエンテーション	(受付9:30~)
10:10	「生活保護制度について」 (講師) 兵庫県福祉部地域福祉課 生活保護班長 木元 倫代 氏	ケースワーカーとして理解しておくべき基本的な事項を学びます。
11:00	休憩	
11:15	「ケース記録の書き方について」 (講師) 兵庫県福祉部地域福祉課 主査 藤本 隆太 氏	ケース記録の基本的な書き方を習得します。
12:00	昼食	
13:00	「先輩ケースワーカーの実践に学ぶ」 (講師) 県健康福祉事務所又は市福祉事務所の 先輩ケースワーカー(3名)	ケースワーカー事務について、日常心がけていることや受講生からの質問事項などについて、先輩ケースワーカーから経験に基づいた話を伺います。
14:30	休憩	
14:45	「グループ討議」 (助言者) 兵庫県福祉部地域福祉課職員 県健康福祉事務所又は 市福祉事務所の先輩ケースワーカー	いくつかのテーマの中から議題を選定し、グループでそのテーマについて解決策等を議論します。
16:55	アンケート記入	
17:00	閉講	

7 受講定員

60名（原則、先着順）

8 受講料

無料

9 申込締切日

6月17日（金）締切

10 申込方法

- ① 申込にあたっては、当研修センターが定める「研修実施方針」「研修受講ルール」が適用されますので、あらかじめ内容をご確認ください。申込完了した場合は、これらに同意いただいたものとして取り扱います。
- ② 研修センターホームページの「研修の検索&お申込み」からホームページ上でお申込みください。ホームページ上でお申込された場合、入力されたメールアドレスに「申込確認のメール」が返送されますので、必ずご確認ください。

11 受講決定

受講の可否は、申込市町ごとに受講決定通知（文書）を郵送します。

12 キャンセル

お申し込み後にキャンセルされる場合は、下記までご連絡ください。

【申込・問合せ先】

兵庫県社会福祉協議会 福祉人材研修センター 研修企画部

〒650-0004 神戸市中央区中山手通 7-28-33

TEL：078-367-3001 / FAX：078-367-4522 / URL：https://hfkensyu.com/

【「研修実施基本方針」「研修受講ルール」をご確認ください】

兵庫県福祉人材研修センター（以下、研修センター）では、研修運営にあたって少しでも安心してご受講いただけるよう、下記のとおり「研修実施基本方針」・「研修受講ルール」を定めて運営しています。ご受講にあたっては、下記の「基本方針・受講ルール」が適用されますので、ご同意のうえ、お申し込みください。

研修実施基本方針→



研修受講ルール→



【研修センターにおける新型コロナウイルス感染拡大防止対策】

研修センターでは、兵庫県の「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対応方針」を踏まえ、皆様に少しでも安心してご受講いただけるよう対応方針を定め対策を講じております。

※それぞれの二次元コードからアクセスが可能です

感染拡大防止対策→

